

「社員ファースト企業」宣言制度実施要綱

(目的)

第1条 働きやすい職場環境づくりに取り組む企業・団体を「社員ファースト企業」として県が登録し、その取組を広く公表することにより、県内企業の働き方改革と人材確保の推進を図る。

(対象)

第2条 福井県内に本社または事業所を置く企業・団体とする。(国および地方公共団体を除く。)

(登録基準)

第3条 働きやすい職場環境づくりに取り組む企業・団体として県が登録する企業・団体は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) めがせ「社員ファースト企業」宣言書(様式第2号)により、経営トップ(代表者)とその従業員がともに進める働き方改革に向けた宣言および既存の取組内容について県に報告していること。
- (2) 関係法令(労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法等)を遵守するとともに、法に適合した就業規則等を整備していること。
- (3) 宗教法人や政治活動を主たる目的とする法人もしくは、暴力団または暴力団員と密接な関係にある法人でないこと。

(申請方法)

第4条 登録申請をしようとする企業・団体は、次の書類を県に提出するものとする。

- (1) 「社員ファースト企業」宣言登録申請書(様式第1号)
- (2) めがせ「社員ファースト企業」宣言書(様式第2号)

(宣言企業の有効期間)

第5条 宣言の有効期間は、宣言の日から5年経過後の日が属する事業年度の末日までとする。なお、本要綱でいう事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(取組状況の報告)

第6条 県は随時、宣言した企業・団体に対し、働きやすい職場環境づくりにかかる

取組状況等の確認のため参考となる資料の提出を求めることができる。

(登録の変更)

第7条 登録した企業・団体は、県に提出した第4条に定める申請書類の内容に変更があった場合、速やかにその旨を県に届け出なければならない。

(宣言企業への支援)

第8条 宣言登録した企業・団体には、次のような措置を講ずることとする。

- (1) 社員ファースト企業補助金の申請を可能とする。(中小企業事業者のみ)
- (2) 働き方改革に積極的に取り組む企業として、県ホームページ等で広報する。
- (3) 県が行う合同企業説明会の出展企業の選考において加点評価を受けることができる。
- (4) 県の企業支援施策(補助金)等の情報提供を行う。
- (5) 宣言企業を対象とした表彰(社員ファーストアワード)を実施する。

(登録の取消)

第9条 県は、登録した企業・団体が次に掲げる行為を行ったとき、または、その事実が明らかになったとき、その登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽または不正の手段により登録したことが判明した場合
- (2) 法令に違反する重大な事案が発生した場合
- (3) その他「社員ファースト企業」として適当でないと認める場合

2 県は、前項の規定により登録の取消をするときは、理由を付して登録企業にその旨を通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行日時)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。